役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人タチバナ財団(以下、「この法人」という。)定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第10条により置かれる者をいう。
 - (5) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2. 常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3. 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4. 非常勤役員及び評議員は、この法人の理事会及び評議員会に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬および費用を支給することができる。
- 5. 役員及び評議員には、賞与及び退職金は支給しない。
- 6. 役員及び評議員のうち、タチバナエステート株式会社及び当該関連会社在籍者は無報酬とする。

(報酬の額の決定)

- 第4条 この法人の非常勤役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする。
- 2. 非常勤役員の報酬の額は、一人一日につき3万円とし、監事が監査業務を実施したときは、年次監査報告1回につき3万円とする。
- 3. 評議員の報酬の額は、一人一日につき3万円とする。

(報酬の支払方法)

- 第5条 役員及び評議員の報酬は、その金額を通貨で、直接本人に支払うものとする。 ただし法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬の金額から、その 金額を控除して支払うものとする。
- 2. 役員及び評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬及び費用の支給日)

第6条 役員並びに評議員の報酬及び費用は、当該月分の報酬額をまとめて当該翌月末 までに支給する。但し休日に当たるときはその前日に支給するものとする。

(費用)

- 第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、発行する定期券の3 ヶ月を支給単位期間とし、その支給単位期間に対応する通用期間の定期券の勤務地ま での経済路線価額を一括支給する。
- 3. 通勤手当を支給される常勤役員で、離職等の事由により、通勤のため運賃等の負担を要しなくなった者については、その事由が生じた後の期間につき、各交通機関が定める額を返納させるものとする。
- 4. 非常勤役員及び評議員がこの法人の理事会及び評議員会に出席した時又は監事が 監査業務等を実施したときの旅費は、第4条の報酬の額に含まれる。但し、遠隔地よ り出席する場合の旅費は、理事長が必要と認めた場合に支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り捨てるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、評議員会の承認後から施行し、2019年11月8日から適用する。